

お知らせ

農業振興地域整備計画変更申請(除外等)の受付を開始します

【農用地区域内の農地(田・畑)を宅地等の農地以外の土地に変更する予定の方へ】

市では農業振興地域整備計画の見直し作業に伴い、農用地区域からの除外及び用途区分変更の申請受付を昨年11月より凍結してきましたが、**6月**より申請の受付を開始することになりました。

農振除外等の申請を検討している方は、下記のスケジュール表を参考に申請書の提出をお願いします。

○平成25年度市協議会開催スケジュール

協議会開催月	申請書受付期限
8月	7月末日
11月	10月末日
2月	1月末日

問 本庁 農林課農林畜産振興G

☎52-1111 内線 206

山支 経済建設課農林商工G ☎57-2121(代表)

美支 経済建設課農林商工G ☎58-2111(代表)

緒支 経済建設課農林商工G ☎56-2111(代表)

御支 経済建設課農林商工G ☎55-2111(代表)



家族介護慰労金についてのお知らせ

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の苦労に報いることを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きを行ってください。(個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください)

提出された申請書の内容を審査し、11月頃に結果の通知や慰労金の支給を予定しています。なお、慰労金の支給方法が、昨年度から指定口座への振込に変更となっています。

○主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設等への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成24年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

○基準日 6月30日

○対象期間 平成24年7月1日～平成25年6月30日までの1年間

○受付期間 7月1日(月)～31日(水)

○慰労金の額 12万円または6万円

※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

■重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上に渡り要介護4もしくは5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方。

■介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方。

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉課G

☎52-1111 内線175

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)